

第2章 環境の状況と対策

I 温室効果ガス* 排出実質ゼロとする脱炭素社会*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

第2節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
一般廃棄物* の再生利用率	23.7% (R元年度)	24.2% (R3年度)	35.0% (R8年度)
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (R元年度)	526g/人・日 (R3年度)	428g/人・日 (R8年度)
食品ロス* 量	26.6万t (H30年度)	22.4万t (R2年度)	23.3万t (R8年度)
一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (R元年度)	32g/人・日 (R3年度)	27g/人・日 (R8年度)
産業廃棄物* の最終処分量	19.3万t (R元年度)	15.3万t (R3年度)	14.8万t (R8年度)

主な実施施策

1 3R*の推進

■ごみを減らすライフスタイルの普及促進

ごみを減らす「循環型ライフスタイル」の定着に向け、リデュースの取組としてマイボトルなどの利用を推進しており、県主催の会議等における参加者へのマイボトル持参の呼びかけを行っています。

また、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を踏まえた地域清掃活動の実施などを呼び掛ける「埼玉県プラごみゼロウィーク」を春と秋の2回実施しました。

■食品ロス*削減の促進

食品ロスの削減を推進するため、「埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーン」を開催しました。市町村や社会福祉協議会など95団体により実施され、集まった食品は、フードバンク等を通じて、地域の子ども達等の支援のために活用されました。

また、小盛りメニューや、量り売りなどに取り組む店舗を登録する「彩の国エコぐるめ事業」や、事業者が備蓄する災害備蓄食料の更新にあわせて県内のフードバンク等に提供するスキームの構築などに取り組んでいます。

■県の率先行動と市町村支援

古紙配合率が高い用紙類の購入や環境負荷低減の資材等による公共工事実施など、グリーン購入*に努めています。令和5年度の「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」において、特に調達を推進する品目は、23分野306品目（令和5年3月末現在）となっています。

2 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

■プラスチック資源の循環的利用の推進

プラスチックの循環利用モデルの構築に向けて設立した、企業、市町村等で構成される「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」では、事例発表等により、企業間の情報共有を行いました。令和4年度末のプラットフォーム会員数は182者となっています。

また、プラットフォームの会員と連携し、衣類の回収キャンペーンを開催して県民への意識啓発を行ったほか、プラスチック資源の

効率的な回収方法や、回収した資源が再び製品になり消費者に届くまでの資源循環の見える化について検証を行いました。

■ リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成24年度に創設しました。令和4年度末時点で22製品が認定されています。具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図っています。

■ 「彩の国資源循環工場*」の適切な運営管理

本県では、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備し、現在、8社のリサイクル施設と4社の製造施設が操業しています。運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用しています。

■ 下水汚泥*の活用、一般廃棄物*処理施設の熱回収の促進、バイオマス*の利用促進

「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画（平成30年2月改訂）」に基づき、家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水*汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源の利活用促進を図っています。

また、食品廃棄物の飼料化・肥料化・メタン発酵化の推進や下水汚泥の消化・固形燃料化など、未利用の廃棄物系バイオマスについて、再資源化や効率的なエネルギー回収などの有効利用を促進しています。

令和4年度は県ホームページ及び研修会等でバイオマス利活用に

図2-1 彩の国資源循環工場の安全管理システム

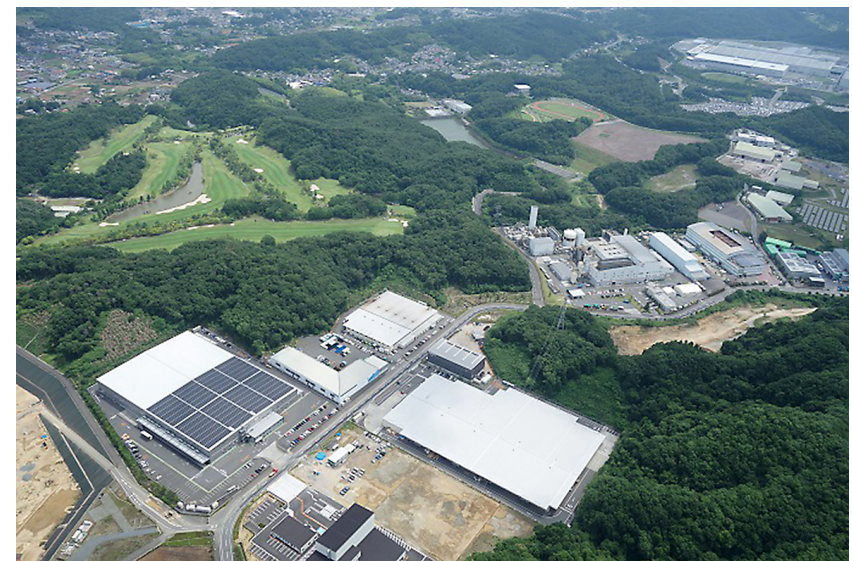
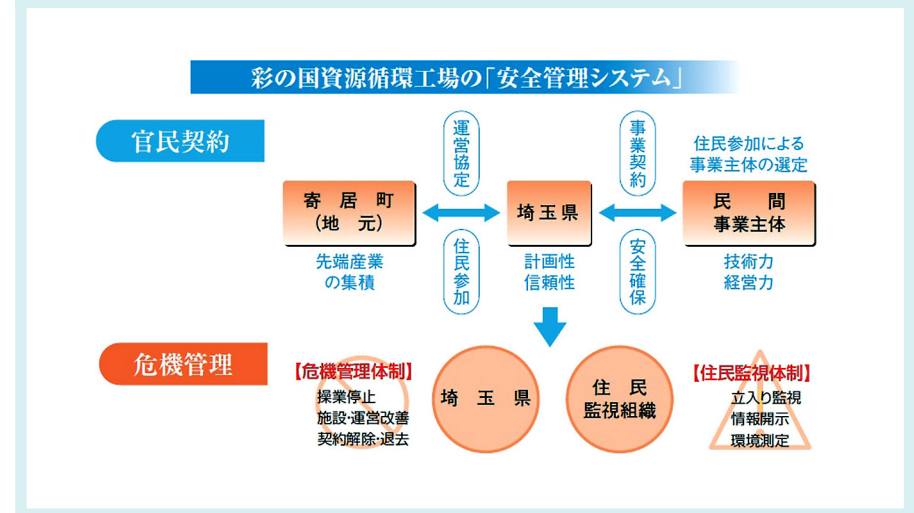


写真2-1 彩の国資源循環工場

関する情報提供や啓発を行いました（研修会1回（73人））。

また、農産物安全課内に「農山村バイオマス利活用相談窓口」を設置し、県民や事業者からの相談に応じました（相談件数49件）。

■ 浄水発生土* のセメント原料化など再資源化の促進

産業廃棄物* の排出事業者及び処理業者に対しては、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携して産業廃棄物適正処理講習会※を開催するなど、適正処理に向けた普及啓発を図っています。

浄水場において河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土については、セメント原料化などにより再資源化を図りました。

※産業廃棄物適正処理講習会：令和4年度は、コロナ禍の影響により、WEB配信による開催としました。

■ 太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進

太陽光パネルはガラス・金属・プラスチックが貼り合わされた複合素材のため、廃棄パネルをリサイクルするためには処理費用が高額となることから、その多くが埋立処分されています。将来の大量廃棄を見据え、処理体制の確立や新たなビジネス創出となる連携の支援を目的として、太陽光パネルメーカー、解体業者、処理業者、リユース業者等が参画する協議会を開催しました。

■ 各種リサイクル法の的確な運用

（1）リサイクルに関する取組の推進

容器包装リサイクル法に関連して、インクカートリッジ里帰りプロジェクト事務局が実施する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、インクカートリッジ回収ボックスを県庁本庁舎及び第二庁舎内に設置しています。令和4年度は30kg回収され、メーカーごとに仕分けられた後、各メーカーが責任をもってリサイクルをしています。

（2）3R*に係る情報の発信

NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会の運営委員会に参加し、ごみの減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して情報の発信を行いました。

3 廃棄物の適正処理の推進

■ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

(1) 産業廃棄物* 排出者及び処理業者に対する指導強化

県警本部や市町村など関係機関と連携を図りながら、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行政指導を行うなど、悪質・不適正処理事案への対応強化を図りました。

また、県外産業廃棄物事前協議制度*や建設リサイクル法*に基づく家屋解体現場等への立入検査など、廃棄物の適正処理、再資源化の促進が図られるよう指導を徹底しました。

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(2) 産業廃棄物排出者及び処理業者に対する適正な行政処分等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める基準に違反した排出事業者や処理業者に対して、口頭指導や文書勧告を行いました。

事業者が指導に従わない場合は改善命令や業務停止等の行政処分を、特に悪質性の高い事業者に対しては、許可取消処分を実施しました。

(3) 産業廃棄物処理施設の立入検査等

焼却施設や破碎施設など産業廃棄物処理施設の構造と維持管理が適正であることを確認するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく立入検査を実施し、必要な指導を行いました。

■ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

(1) 未然防止への取組

県外産業廃棄物事前協議制度の運用や立入検査等により産業廃棄物の排出者及び処理業者による適正処理を推進し、不法投棄の未然防止を図りました。

令和4年10月7日から12月31日までの「不法投棄等防止強化期間」

表2-1 監視・指導状況

(単位：件)

年度	不法投棄	監視・指導数			
		不適正処理	適正処理	その他	合計
平成30	38	4,466	5,786	274	10,526
令和元	32	3,069	7,072	438	10,579
2	33	3,007	6,669	794	10,470
3	76	2,760	5,518	1,011	9,289
4	43	2,459	5,645	819	8,923

表2-2 産業廃棄物排出事業者・処分業者に対する行政処分などの状況

(単位：件)

年度	行政処分			行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止 施設停止	改善命令 措置命令	文書勧告	口頭指導		
平成30	18	4	2	22	4,350	19	4,415
令和元	25	3	1	27	2,957	18	3,031
2	13	5	1	11	2,950	7	2,987
3	6	0	0	31	2,636	22	2,695
4	18	1	0	5	2,454	12	2,490

に、県下一斉パトロール等の不法投棄防止の取組を集中的に実施しました。

(2) 早期発見への取組

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的な監視パトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間73回実施しました。

また、県内を巡回する業務を行っている民間企業、組合など40の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

さらに、「廃棄物不法投棄110番」(0120-530-384：ごみをみはるよ)*を設置し、県民の方から、フリーダイヤルで夜間・休日を問わず173件の通報を受け付けました。

(3) 早期対応への取組

県土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察本部との連携を強化するために設置した埼玉県廃棄物等不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、産業廃棄物指導課に現役の警察職員を2名配置するとともに、各環境管理事務所に警察OB職員である廃棄物不適正処理監視指導員を配置し、粗暴事案等への対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察本部との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度により、令和4年度末現在で59市町村と協定を締結し、市町村職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。

(4) 産業廃棄物*の山の撤去・改善

廃棄物が大量に積まれて山となった場所に対し「捨て得は絶対に許さない」という基本方針の下、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重



写真2-2 廃棄物の山のドローン撮影

大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。

さらに、ドローンを使用した測量によって具体的な廃棄物の量を把握するなど、様々な角度から廃棄物の山の撤去・改善につながる取組を行っています。

■ ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によりPCB廃棄物*の処分委託期限が定められていることから、PCB廃棄物の保管事業者に対して、期限までの適正処理を周知するとともに、保管状況等の届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

■ 石綿* 廃棄物の適正処理

石綿の飛散による健康被害を防止するため、建設リサイクル法に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を292件実施し、石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、解体工事業者等に対して講習会を実施し、関係法令等の周知を図りました。

■ 廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

一般廃棄物* 処理施設の適正な施設構造と維持管理が図られていることを確認するため、立入検査を実施し必要な指導を行いました。

市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省所管の循環型社会形成推進交付金などの活用を支援しました。

■ 安全・安心な県営処分場の運営、研究

本県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、県直営の最終処分場として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立に当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万



写真2-3 PCB廃棄物（PCB含有コンデンサー）の運搬処理

表2-3 環境整備センターの埋立実績

(単位:t)

年度	埋立量	埋立量の内訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
平成30	31,243	18,254	12,989
令和元	29,373	18,235	11,138
2	31,183	19,339	11,844
3	29,297	17,369	11,928
4	28,082	16,152	11,930
埋立量累計	1,855,376	1,551,336	304,040

※平成元年2月供用開始

全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、令和4年度の埋立重量は2万8,082tで、供用開始から約186万t（全容量の約67%）を受け入れました。

4 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンス*の向上

■ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

循環型社会を担う産業廃棄物*処理業界への優秀な人材の定着を目的に、県内産業廃棄物処理業者の新入社員を対象とした合同入社式を令和4年5月30日に開催し、28人が参加しました。

また、地域に愛され、信頼される環境産業を目指して、産業廃棄物処理業3S（スマイル・セイケツ・スタイル）運動の展開を図るなど、業界の重要性や魅力を効果的に発信する取組を推進しています。

■ 市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進

安定的かつ効率的な一般廃棄物*処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進しています。

■ 災害廃棄物対策の推進

令和4年7月の大雨において鳩山町などでは多数の建物に浸水被害が発生し、大量の災害廃棄物が発生しましたが、災害廃棄物処理支援協定締結団体の協力のもと令和4年10月までに処理を完了しました。

また、県は、今後も起こりうる災害に備えるため、国、県、市町村及び災害廃棄物処理支援協定締結団体により研修を実施しました。